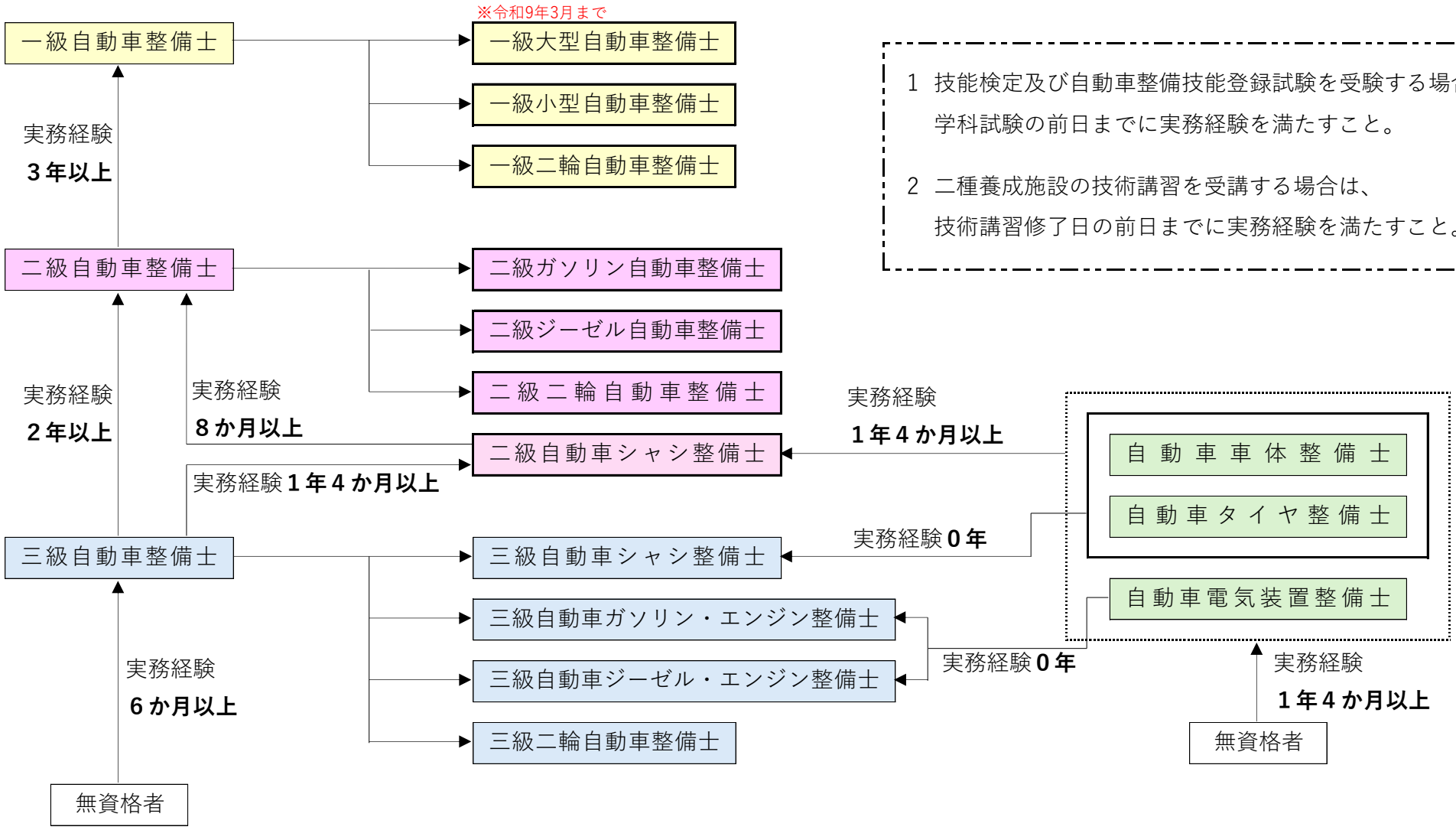
整備士資格のスキルアップ体系

～受験資格としての実務経験年数～

※令和9年1月1日施行により、新たな自動車整備士制度に変わります。

（ただし、１級自動車整備士の試験は、令和9年3月まで旧資格制度で実施いたします。）



1　技能検定及び自動車整備技能登録試験を受験する場合は、
　学科試験の前日までに実務経験を満たすこと。

2　二種養成施設の技術講習を受講する場合は、
　技術講習修了日の前日までに実務経験を満たすこと。

注意）実務経験年数は、資格取得後における経験年数をいう。

三級自動車整備士：無資格者については、15歳になった日より経験年数が６か月以上。

二級自動車整備士：三級自動車整備士を合格した日より経験年数が２年以上。

一級自動車整備士：二級自動車整備士（二級シャシを除く）を合格した日より経験年数が３年以上。